

## 特別給水管に関する指導要綱

平成9年8月18日

水管規程第8号

(目的)

第1条 この要綱は、吉川市給水区域内の公道又はこれに準ずる場所(私道を除く。以下「公道等」という。)において縦断して布設しようとする給水管のうち、複数の給水管の布設に適さない公道等について、管理者が特別に認める給水管(以下「特別給水管」という。)の布設に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(布設基準)

第2条 特別給水管を布設するときの口径は、原則として50ミリメートル以上とする。  
2 既に給水管が布設されているときは整理統合し、新たに特別給水管を布設するものとする。

(費用負担)

第3条 特別給水管の布設距離が15メートル以上のものについては、吉川市水道給水条例(昭和54年吉川町条例第2号)第8条ただし書の規定に基づき、特別給水管布設費用の一部を市で負担(以下「市負担」という。)するものとする。ただし、営利を目的とする宅地造成等によるものは、市負担の対象外とする。

2 特別給水管布設費用とは、舗装本復旧及び既に布設されている給水管の撤去、切替分を除く管布設に係る費用とする。

3 市負担の額は、前項に規定する費用3分の1以内とし、市負担の限度額については別表のとおりとする。

(採納)

第4条 この要綱に基づいて布設した特別給水管は、市に採納するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	距離	限度額
A	15m以上30m未満	400,000円
B	30m以上50m未満	600,000円
C	50m以上100m未満	800,000円
D	100m以上200m未満	900,000円
E	200m以上	1,000,000円

ただし、既存管切替分として(撤去、接続費も含む。)1件当たり50,000円を限度額として支給するものとする。

## 吉川市水道事業開発給水取扱要綱

平成11年1月18日  
吉川市水道事業告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、吉川市水道給水条例(昭和54年吉川町条例第2号。以下「条例」という。)第2条に規定する給水区域における宅地造成並びに住宅団地開発又は共同住宅、中高層建築物、工場、店舗その他の建築物の建築(以下「宅地開発」という。)に係る給水(以下「開発給水」という。)に関し、給水の適正化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 宅地開発の事業主は、次のいずれかに該当する場合は、吉川市水道事業管理者(以下「管理者」という。)と開発給水について協議をしなければならない。

(1) 計画1日最大給水量が5立方メートル以上の場合

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が協議を必要と認めた場合。

(開発給水の申請)

第3条 前条の規定に該当する宅地開発の事業主(以下「事業主」という。)は、開発給水申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

(開発給水の原則)

第4条 開発給水は、周辺地域における水圧及び水量に影響を及ぼさないものでなければならない。

2 開発給水にともない配水管の布設又は改良工事(以下「配水管布設工事等」という。)を必要とする場合の当該配水管は、将来に渡り当該地域における給水に支障がないものでなければならない。

(開発給水の承認)

第5条 管理者は、第3条の申請により開発給水を承認したときは、開発給水承認通知書(様式第2号)により事業主に通知するものとする。

2 事業主は、開発給水承認通知書の内容に意義がないときは、同意書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(配水管及び給水管の布設工事の施工)

第6条 配水管及び給水管の布設工事の施工は、管理者が承認した市指定給水装置工事事業者が施工するものとする。

(開発給水の変更)

第7条 事業主は、開発給水を変更しようとする場合は、開発給水変更申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(開発給水の中止)

第8条 事業主は、開発給水の中止しようとする場合は、開発給水中止届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(開発給水の中止)

第9条 事業主は、氏名又は住所（法人にあっては、主たる名称又は代表者、事業所の所在地）を変更する場合は、氏名等変更届（様式第6号）に変更の事由を証す書類を添え、速やかに管理者に届け出なければならない。

（配水管等の寄付）

第10条 事業主は、開発給水により設置された配水管等の施設を、市の工事検査合格後に、市に寄付するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、開発給水に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

## 吉川市みどりの条例

平成4年3月24日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、みどり豊かな潤いと安らぎのある良好な生活環境を確保するため、市と市民が一体となって、緑化の推進及びみどりを保全し、魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「みどり」とは樹木、樹林等(竹林も含む。以下同じ。)をいい、「緑化」とはみどりを植栽し、保護育成することをいう。

(市の責務)

第3条 市長は、緑化の推進及びみどりを保全するため必要な施策を講ずるとともに、市民及び事業者の行う緑化に関する活動の助長に努めなければならない。

2 市長は、公園、道路、学校その他公共用地及び公用地の緑化に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの地域及び家庭のみどりの保護育成に努めるとともに、市が行う緑化施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動等によりみどりを損なうことのないよう努めるとともに、事業用地のみどりを保護育成するための必要な措置を講じ、市が行う緑化施策に協力しなければならない。

(事業)

第6条 市長は、緑化の推進及びみどりの保全を図るため、次の事業を行う。

- (1) みどりの調査
- (2) 保存樹木等の指定
- (3) その他緑化の推進に必要な事項

(保存樹木等の指定)

第7条 市長は、良好なみどりの自然環境を保全するため、必要があると認めるときは、規則で定める基準により、保存すべき樹木、樹林等(以下「保存樹木等」という。)を当該所有者と協議の上指定することができる。

(除外区域)

第8条 前条の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項、第70条第1項又は第98条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林に係る樹木又は樹木の集団
- (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前2号に掲げるもの以外のもの

(標識の設置)

第9条 市長は、保存樹木等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを標示する標識を設置しなければならない。

(所有者等の保存義務)

第10条 保存樹木等の所有者は、当該保存樹木等について枯損の防止等その保存及び管理に努めなければならない。

2 市民等は、市長が指定する保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

(行為等の届出)

第11条 保存樹木等の所有者は、当該保存樹木等が滅失し、若しくは枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹木等の所有者は、当該保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(変更措置)

第12条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、みどりを保全する観点から、その変更を求めることができる。

(指定の解除)

第13条 市長は、保存樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

(助言等)

第14条 市長は、指定した保存樹木等の枯損の防止その他保存に関し必要があると認めるときは、保存樹木等の所有者に対し必要な助言及び勧告をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第27号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第26号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 吉川市介護福祉総合条例【関係部分抜粋】

平成12年3月21日

条例第12号

(条例で定める介護福祉の内容)

第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉(介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。)の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(19) 健やか住宅改善費の補助 自立した安全かつ快適な日常生活を営むことができるようにするため、市内に住所を有する次のいずれにも該当する障害者又は障害児で、居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造することにより日常生活の利便及び自立向上が図られると認められるものを対象に住宅改善に要する費用(日常生活用具の給付等及び介護保険法第45条第1項の住宅改修に係る費用を除く。)に充てるための補助金を交付する施策

ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の規定による1級又は2級の級別の記載のある身体障害者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹に障害を有すること。

イ 更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要領(平成17年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙)別表AからD10までの項に掲げる世帯に属すること。

(介護福祉の利用制限)

第12条 要支援者及び要介護者は、同様の福祉施策がある場合は、介護保険の給付を優先的に利用しなければならない。

5 健やか住宅改善費の補助は、原則として1回限りとし、居宅の新築、増築又は改築となる住宅改修の場合は、補助を受けることができない。

## 吉川市介護福祉総合条例施行規則【関係部分抜粋】

平成12年3月31日

規則第35号

第21節 健やか住宅改善費の補助

(補助金の交付)

第157条 条例第8条第1項第12号の健やか住宅改善費の補助(以下「健やか住宅改善費の補助」という。)については、補助均等の交付手続き等に関する規則(昭和53吉川町規則第17号。以下この節において「規則」という。)に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(対象経費)

第158条 健やか住宅改善費の補助の対象となる経費(以下この節において「対象経費」という。)は、健やか住宅改善費の補助を利用する者(以下この節において「利用者」という。)の住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき外国人登

録原票に登録されている住所をいう。)において利用者の日常生活の利便及び自立向上が図られると市長が認める土地の定着物又はその従物に対するあらゆる改善及び当該改善に伴い必要となる工事(以下「住宅改善」という。)の経費から介護保険法第45条第1項の住宅改修に係る費用を控除したものとする。

(補助金の額)

第159条 健やか住宅改善の補助に係る補助金(以下この節において「補助金」という。)の額は、次の額を比較して少ない方の額とする。

(1) 240,000円

(2) 対象経費に3分の2を乗じて得た額

2 前項第2号の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、切り捨てるものとする。

(申請)

第160条 規則第4条第1項の申請書は、健やか住宅改善費補助金交付申請書(様式第72号)とする。

2 規則第4条第1項の定める日は、住宅改善開始の日の7日前までとする。

3 規則第4条第2項第5号の市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅改善を行う事業者の当該住宅改善に係る見積り

(2) 住宅改善をしようとする箇所の図面及び写真

4 規則第4条第3項の規定により規則第4条第1項第3項中補助事業の完了予定期日を除いた部分及び同条第2項第1項から第4号までの事項は、省略するものとする。

(調査)

第161条 規則第5条第1項の調査は、原則として理学療法士、作業療法士等の専門知識を有する者が行うものとする。

(交付決定の通知)

第162条 規則第7条の交付決定通知書は、健やか住宅改善費補助金交付決定通知書(様式第73号)とする。

(請求及び支払)

第163条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者は、速やかに健やか住宅改善費補助金請求書(様式第74号)に必要な事項を記載の上市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により健やか住宅改善費補助金請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(実績報告)

第164条 規則第13条の報告書は、健やか住宅改善費補助金実績報告書(様式第75号)のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

(1) 住宅改善を行った事業者からの当該住宅改善に係る請求書又は領収書の写し

(2) 住宅改善をした箇所の写真

3 第1項の報告書の提出期限は、住宅改善完了の日から起算して30日とする。

(補助金の額の確定)

第165条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、健やか住宅改善費補助金確定通知書（様式第76号）によるものとする。

（補助金の返還）

第166条 市長は、利用者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金を不正に使用したときは、当該補助金の返還を求めることができる。

（書類の整備）

第167条 補助金を受けた者は、住宅改善に関する書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項の書類の保管年限は、当該住宅改善を行った年度の翌年度から起算して5年とする。